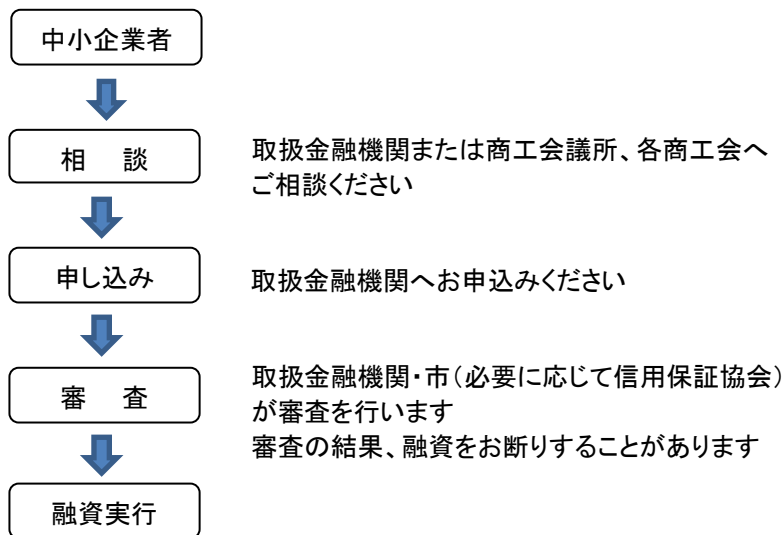


中小企業者の皆様へ

村上市制度融資のご案内

村上市では、市内の中小企業者の皆様に必要な事業資金を円滑に調達していただくために、融資制度を設けています。お気軽にご相談ください。

■融資の流れ



■取扱金融機関

村上信用金庫	本店	☎ 53-2181
〃	荒川支店	☎ 62-5151
〃	岩船支店	☎ 56-6221
〃	駅前支店	☎ 53-1351
〃	東支店	☎ 53-5700
〃	府屋支店	☎ 77-3131
大光銀行	村上支店	☎ 53-3161
きらやか銀行	村上支店	☎ 52-5111
第四北越銀行	村上支店	☎ 53-2121
〃	岩船支店	☎ 56-7611
〃	坂町支店	☎ 62-3141
〃	山北支店	☎ 77-3811
〃	村上中央支店	☎ 53-2121
新潟縣信用組合	荒川町支店	☎ 62-3188
※きらやか銀行	温海支店	☎0235-43-3028

(中小企業振興資金に限る)

■お問い合わせ先

村上市役所	地域経済振興課	☎ 75-8942
〃	荒川支所 産業建設課	☎ 62-3105
〃	神林支所 産業建設課	☎ 66-6114
〃	朝日支所 産業建設課	☎ 72-6883
〃	山北支所 産業建設課	☎ 77-3115
村上商工会議所		☎ 53-4257
荒川商工会		☎ 62-3049
神林商工会		☎ 66-7408
朝日商工会		☎ 72-1301
山北商工会		☎ 77-2259

制度名	対象者	資金の使途と貸付限度額	貸付期間	貸付利率(年)		保証人及び担保	
				信用保証			
				なし	あり		
村上市地方産業育成資金	・市内に住所又は事業所を有している者 ・市税の滞納がない者 ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者	運転資金・設備資金 1,000万円以内	5年以内(運転) 7年以内(設備) ※据置6ヵ月以内を含む ※一括返済は6ヵ月以内	2.20%	責任共有制度対象外 1.70% 責任共有制度対象 1.90%	取扱金融機関の定めるところによる	
村上市中小企業振興資金	一般資金	・市内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者 ・市税の滞納がない者のうち市長が特に必要と認めたる者	運転資金・設備資金 1,000万円以内	9年以内(運転・設備) ※据置1年以内を含む ※一括返済は6ヵ月以内	2.30%		責任共有制度対象外 1.80% 責任共有制度対象 2.00%
	施設整備資金	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者のうち、市内の卸売業、小売業及びサービス業者で6ヵ月以上その事業を営んでいる者 ・市税の滞納がない者	店舗及び製造場所の新築、増築及び改築のための設備資金 1,000万円以内	9年以内 ※据置1年以内を含む	2.15%		責任共有制度対象外 1.65% 責任共有制度対象 1.85%
	設備整備資金	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者で市内で6ヵ月以上その事業を営んでいる者 ・市税の滞納がない者	生産等の効率を高める機械又は設備を新設、更新するための設備資金 1,000万円以内	9年以内 ※据置1年以内を含む	2.15%		責任共有制度対象外 1.65% 責任共有制度対象 1.85%
	不況対策資金	・中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者で市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者であって、かつ市税の滞納がない者又は市税分納誓約書を提出し、市長及び信用保証協会が認めたる者 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号又は委員会での不況企業の認定を受けた者 ②最近3ヵ月間の平均売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して同じ又は減少している者で市長が認定した者	運転資金 1,200万円以内 設備資金 1,500万円以内	10年以内(運転・設備) ※据置1年以内を含む ※一括返済は1年以内	1.95%		1.60%
	創業支援資金	・市内に住所を有し、市税の滞納がない者で、次の①～③のいずれかに該当する者。ただし、①②については借入金額の1/2以上の自己資金を有していること〔特定創業支援事業の支援を受けたものについては自己資金要件は不要〕 ①1ヵ月以内に事業開始の計画を有する者 ②2ヵ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する計画を有する者 ③中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者で創業後5年を経過していない者(法人成り企業で、個人創業時から5年未満の会社を含む)	運転資金 500万円以内 設備資金 1,000万円以内 併用限度額 1,000万円以内	5年以内(運転) 7年以内(設備) ※据置1年以内を含む	2.15%		1.65%

※地方産業育成資金及び中小企業振興資金については、借入金額に応じて信用保証料を市が補給します。【300万円以下 [100%]、300万円超700万円以下 [75%]、700万円超1500万円以下 [50%]】

※新潟県同和地区中小企業振興資金、新潟県小規模企業支援資金については、信用保証料の50%を市が補給します。

※新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)第4項-自然災害要件については、信用保証料の100%を市が補給します。

※新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)第7項-新型コロナウイルス・物価高騰等対策要件については、借入金額に応じて信用保証料を市が補給します。【300万円以下 [100%]、300万円超700万円以下 [75%]、700万円超1億円以下 [50%]】

※既往借入金の返済負担の軽減を図るための借り換え制度があります。条件など詳しくはお問い合わせください。

※責任共有制度対象資金(80%)から責任共有制度対象外資金(100%)への借換はできません。

※地方産業育成資金から地方産業育成資金、中小企業振興資金から地方産業育成資金への借換はできません。

【申込関係書類】 ※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

- ・制度融資申請書
- ・借入申込書
- ・信用保証料補給申請書(信用保証付きが予定される場合のみ)
- ・個人情報に関する同意書
- ・市税の納税証明書
- ・確定申告書・決算書(3期分)